

# 【第3弾】電気料等高騰対策 十和田市民応援券 発行事業

問 商工観光課 ☎51-6773

電気・ガス・食料品などの価格高騰による影響を受けている市民の家計を支援するとともに、市内経済の活性化を図るため、市内各店舗などで利用できる商品券を発行します。

## 応援券内容

1世帯につき5千円分  
(500円券×10枚綴り)

中小店専用6枚



全取扱店共通4枚



各世帯主宛てに、12月20日をめどに順次、引換券を郵送します。市内郵便局（八郷簡易郵便局・滝沢簡易郵便局は除く）へ引換券を持参の上、応援券と引き換えてください。

▶ **引き換え・利用期間** 12月20日(水)～令和6年2月29日(木)

▶ **必要な物** 市から送付された「引換券」、引き換え手続きをする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

詳しくはこちらから▶



※世帯主以外の方が応援券を引き換える場合は、窓口に来た人の本人確認書類と委任状の記入が必要です。

※引き換え開始直後は、各郵便局周辺道路や駐車場の混雑が予想されますので、徒歩でのご来店などご協力をお願いします。

## 子ども・子育て世帯応援金給付事業

《市からの給付》 問 子育て支援課 ☎51-6717

《県からの給付》 問 県子育て世帯応援金給付事務センター ☎0120-467-073

電気・ガス・食料品などの価格高騰による影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するため、0歳から18歳（平成17年4月2日から令和6年2月29日生まれまで）の児童を養育する人へ、応援金を給付します。

給付額 児童1人につき  
3万円

給付対象の要件によって、  
応援金の給付方法が異なります



▲詳しくは、市ホームページをご覧ください

要件	市から給付	県から給付
対象者	▶市から令和5年11月分の児童手当または特例給付（以降「児童手当等」）を受給する人	▶市からの応援金の給付を受けない人で、次の①～⑦のいずれかに該当する人（①～④は令和5年10月31日時点で県内に住所を有する人） ① 児童手当等を受給している人のうち、公務員の人のうち、 ② 中学生までの児童を養育する人で、所得要件により児童手当等を受給していない人 ③ 平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた児童（以降「高校生等」）※を養育する人 ※高校生等のうち結婚している人を除く。 ④ 高校生等が委託されている小規模住居型児童養育事業者、里親または高校生等が入所もしくは入院をしている障害児入所施設などの設置者 ⑤ 令和5年11月1日から令和6年2月29日までの間に県外から転入した人 ⑥ 令和5年11月1日から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する人 ⑦ 単身赴任などの理由により、県外から児童手当等を受給している世帯で、市内に住所を有する児童を養育する人
申請の有無	▶申請は不要です ※12月18日(月)をめぐり、児童手当等と同じ口座へ振り込みます。	▶県子育て世帯応援金給付事務センターへ申請が必要 ※申請期限：令和6年3月15日(金) 詳しくは、県子ども・子育て世帯応援金給付事業特設サイトをご覧ください▶

